

福島県循環型社会形成推進計画について

- 「福島県循環型社会形成に関する条例」（平成17年3月制定、以下「条例」。）に基づき、**平成18年3月に策定。**
- 東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う深刻かつ多大な影響を踏まえ、**平成27年3月に改定。**
- 次期計画の対象期間：**令和4年度～令和12年度まで。**（9か年計画）

改定のポイント

- 本計画は、資源循環や廃棄物処理だけでなく、自然循環や心の豊かさを重視した生活様式など、3つのビジョンにより幅広い視点で構成されていることが特徴。
- 社会情勢等を踏まえ、地域循環共生圏の考え方やSDGsの視点を取り入れるとともに、新たに食品ロス削減、海洋プラスチックごみ対策、再生可能エネルギーの地産地消、バイオマスの総合的な利活用、ふくしま型漁業の実現などの施策を追加した。
- さらに、「福島県2050年カーボンニュートラル宣言」を踏まえた「脱炭素社会」の実現に向け、地球温暖化対策の充実強化、地球にやさしい“ふくしま”県民会議の連携強化等を盛り込んだ。
- 県総合計画が描く将来像や、県環境基本計画で示す循環型社会との整合を図り、その実現のための施策を盛り込んだ。

計画改定の趣旨（第1章）

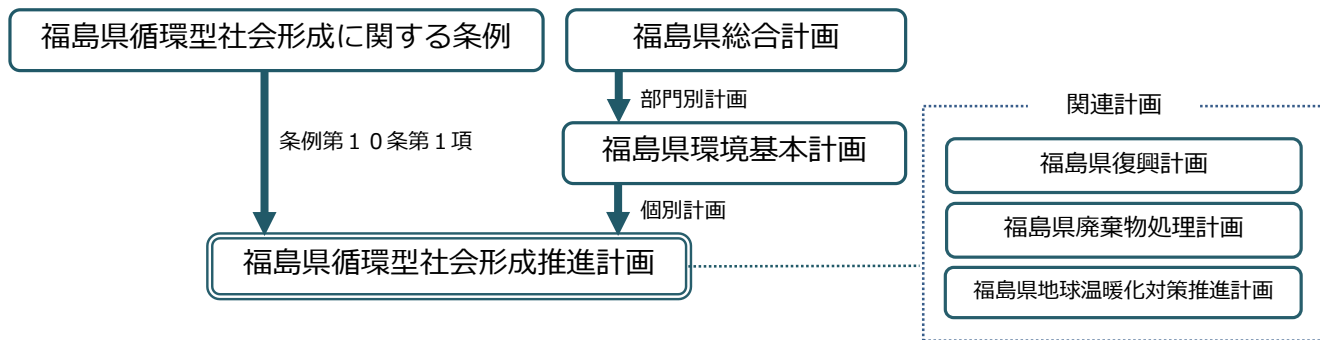
- 持続可能な開発目標（SDGs）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の策定（平成27年）、温室効果ガスの排出削減を目標とした「パリ協定」の発効（平成28年）など、**持続可能な社会の実現を目指した国際協調の取組が進む。**
- 国においても、第五次環境基本計画の策定（平成30年）や「地域循環共生圏」の概念の構築、2050年カーボンニュートラル宣言（令和2年）などにより、国際的な潮流に沿った政策が進む。
- 本県においては、地域資源を活かした再生可能エネルギーによる発電の導入が進む一方で、一人一日当たりのごみ排出量や一般廃棄物のリサイクル率は全国的にも下位レベルであり、廃棄物対策を一層推進する必要がある。また、**令和3年2月に「福島県2050年カーボンニュートラル」を宣言した。**



2050年までに脱炭素社会の実現を目指すとともに、持続可能な循環型社会の実現に向けて、県民、事業者、市町村等と連携し、豊かな自然環境や安全で良好な生活環境を次世代に引き継いでいく必要がある。

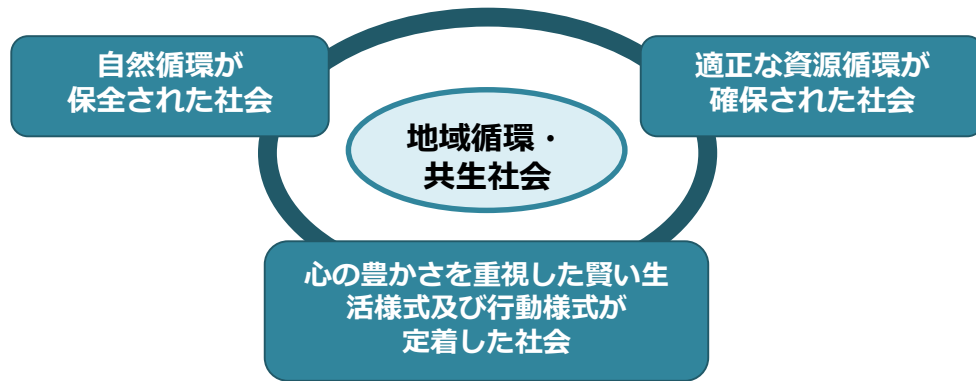
福島県循環型社会形成推進計画【概要】

計画の位置付け（第2章）



福島県が目指す循環型社会（第4章）

適正な資源循環が確保されること等により、資源の消費及び廃棄物等の発生が抑制され、自然循環が健全な状態に保全された**環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会**



3つのビジョン

自然循環が保全された社会

～多様な自然環境が保全された社会の実現～

生物多様性が保たれた豊かな自然環境が守られるとともに、多様な自然環境が保全された社会の実現を目指す。

適正な資源循環が確保された社会

～地域循環システムが形成された自立・分散型社会の実現～

脱炭素社会の実現へ向けた取組が定着するとともに、地域の特性や循環資源の性質に応じた最適な規模での地域循環システムが形成された社会の実現を目指す。

心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式が定着した社会

～あらゆる主体やその連携による環境への負荷を低減する
ライフスタイル・社会経済システムの実現～

あらゆる主体が環境問題の解決に向けて自ら考え、行動するなど、心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式の定着を目指すとともに、連携によって環境への負荷をより低減した社会の実現を目指す。

循環型社会に向けた施策（第6章）

ビジョン1：自然循環が保全された社会

森林の保全、整備等

- 間伐や下刈り等の必要な手入れや針広混交林等への誘導、里山等における森林整備などを実施。
- 県産木材の安定供給体制の整備及び県内外への需要拡大を図る。 など

水産資源の適正な利用、管理等

- 漁獲物の高付加価値化、低コスト化などによる漁業経営の強化を図るとともに、経営力の優れた経営体の育成を図る。
- プラスチックの海洋への流出防止や沿岸地域の環境保全を図るため、その発生抑制や海浜清掃等の取組を推進。 など

猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群における健全な水の循環の保全

- 水質汚濁防止対策を推進。
- 県民参加によるヨシ刈りやヒシ回収等の水環境保全活動を推進。 など

緑化の推進及び緑地の保全

- 都市公園の整備と適切な維持管理により、緑豊かなまちづくりを推進。
- 企業の森林（もり）づくりにおけるボランティアフィールドの斡旋など、森林（もり）づくり活動を支援。 など

県の工事等における健全な自然循環への配慮

- 良好な自然環境を有する地域では、地域の地形や自然環境を踏まえた道路計画の実施及びけもの道の確保等生態系全般との共生を図る道路整備を推進。
- 適切な環境保全が図られるよう、環境影響評価法及び環境影響評価条例に基づく指導・助言の実施。 など

持続性の高い農業生産方式の普及等

- 有機農業、特別栽培などの環境と共生する農業の取組拡大を図る。
- 第三者認証GAP等の取得に必要な経費や具体的な取組を支援。 など

健全な水の循環を保全するための総合的な管理

- 水環境保全活動の活性化に向けた情報発信の実施、流域に関係する多くの主体との連携・交流による水環境活動の促進。
- 調整池や不要な浄化槽等の既存設備の活用等により、局所的な集中豪雨へ対応。 など

野生動植物の保護と管理

- 野生動植物保護アドバイザーと連携し、絶滅のおそれのある野生動植物の生息・生育状況等の調査を実施。
- 鳥獣保護区等の設定により、野生生物の生息環境の保全等を図る。 など

自然再生の推進

- 環境や魚類等の生態系に配慮した河川・沿岸域の整備及び管理を実施。
- 野生動植物保護アドバイザーや野生動植物保護サポーターと連携し、希少野生動植物や外来生物の生息・生育状況の把握に努める。 など



ビジョン2：適正な資源循環が確保された社会

資源及びエネルギー消費の抑制

- 地球にやさしい“ふくしま”県民会議との連携を強化し、県民総ぐるみの地球温暖化対策に取り組む。
- うつくしま地球温暖化防止活動推進員と連携し、地域での地球温暖化対策を推進。など

環境への負荷を低減するための交通機関等の整備と利用

- 「バス・鉄道利用促進デー」のさらなる周知や感染症対策による安全・安心の取組をPRし、公共交通機関の利用を促進。
- 通勤手段をマイカーから公共交通機関等に転換するための普及啓発を実施。など

事業者による循環型社会形成への取組の促進

- 省エネルギー、環境マネジメント等に関する専門家を派遣、助言を行い、事業者による自主的な省エネ・省資源活動を支援。
- 環境関連産業や再生可能エネルギー関連産業事業者等の設備投資等に必要な資金を支援。など

地産地消の推進

- 「地産地消月間」等により、県民及び企業等の地産地消の取組を促進。
- 県産木材を使用した木造住宅の建設促進、自家消費型の発電設備等の導入を支援。など

産業廃棄物の適正処理

- 廃棄物の適正処理と不法投棄の未然防止のため、立入検査や不法投棄監視員の配置などを実施。
- 研修会等により、適正処理に関する啓発や意識の向上を図る。など

再生可能エネルギー利用等の促進

- 再生可能エネルギーの導入拡大を図るとともに、県内における地産地消を推進し、持続可能なエネルギーシステムの構築につなげる。
- 再生可能エネルギー・水素関連産業の育成・集積に向け、エネルギーエージェンシーふくしまを核とした支援を実施。など

廃棄物等の排出抑制及び資源の循環的利用の促進

- 「食べ残しゼロ協力店・事業所」の認定・周知や、家庭における普及啓発などにより、食品ロス削減に向けた取組を促進。
- マイバッグ、マイボトル・マイカップの取組を推進。など

環境物品等への需要の転換の促進

- うつくしま、エコ・リサイクル製品のPRや県による率先的な利用、認定事業者への支援を実施。
- 県は一事業者、一消費者として、環境負荷の少ない製品の使用等に取り組む。など

バイオマスの利用促進

- 再生可能エネルギーとして木質バイオマス利用を促進。
- 県内企業によるバイオマス発電の研究開発を支援。など

環境のモニタリングと管理

- 工場・事業場、自動車などからの大気汚染物質の排出量の削減に向けた取組を実施。
- セミナーや事例発表会などを行い、工場・事業場による化学物質の排出削減の自主的取り組みを促す。など

ビジョン3：心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式が定着した社会

循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興等

- 環境アドバイザー等の講師派遣などによる、環境教育・学習の推進。
- 福島イノベーション・コースト構想人材育成事業を通して、再生可能エネルギー教育の実践や指導者の育成に努める。 など

県民等の自発的な活動の促進

- 福島議定書事業の取組を通して、事業所や学校での自主的な省エネ・省資源活動の実践を推進。
- エコチャレンジ事業や福島県環境アプリの活用などにより行動変容を促す。 など

共通の施策

調査の実施

- 県民等の循環型社会の形成についての意識の変化などに関する情報収集を実施。

科学技術の振興

- 県内企業が行う市場のニーズに応じた再生可能エネルギー関連技術の開発を支援。
- 国等の研究機関との連携により、持続可能な農林水産業の振興に資する技術開発を実施。 など

経済的措置

- 循環型社会形成に向けた取組のための財源を確保。
- 廃棄物の排出抑制・リサイクルや省エネ・省資源に取り組む事業者を補助事業等により支援。 など

放射性物質対策の実施及び情報提供

- 環境放射線等のモニタリング、農林水産物の放射性物質検査、放射性物質の動態等に関する調査を実施し、測定データ等を情報提供。
- 各種モニタリングデータや調査研究の成果等の海外への情報発信。 など

計画の推進（第7章）

県民	民間団体等	事業者	市町村	県
環境への負荷を減らし、環境への負荷の少ない生活様式を実践。	環境保全を推進する地域活動に取り組み、知識の普及啓発や研究・技術開発の成果を普及。	法令順守を徹底するとともに、環境の保全に配慮した事業活動を実施。	環境教育・学習の機会充実や情報の提供。地域特性を考慮した事業を展開。	各種施策を総合的かつ計画的に推進。情報収集、関係主体間の連携促進。

連携

産学民官の各主体が幅広く連携し、あらゆる分野・領域を超えて多様な知恵を結集させることで、循環型社会にふさわしいライフスタイルへ転換していく。

